

水道料金・下水道料金の支払猶予についてのご案内

猶予期間

- ・お申し出をいただいた日から、最長で1年間、お支払いを猶予します。
猶予期間は、原則4か月ごとに設定しますが、当初の申出日から最長1年の期間内で延長が可能です。
延長を希望される場合は、猶予期間の終了が近づいた際に水道局からお届けする「お知らせ」に記載されている連絡先へお申し出ください。
- ・初回のお申し出に限り、水道局お客さまセンター又は多摩お客さまセンターへ御連絡ください。

猶予期間中

- ・猶予期限までにお支払いがなくとも、給水停止はいたしません。

【23区にお住まいのお客さま】

- ・猶予期間中も、請求書は送付させていただきます。

【多摩地区にお住まいのお客さま】

- ・猶予期間中は請求書を送付いたしません。

猶予対象とした料金のお支払い方法

- ・現在登録されているお支払い方法にかかわらず、全て請求書払いとなります。
- ・猶予期間終了後であっても、口座又はクレジットカードへ請求することはできません。

猶予期間終了後

- ・支払猶予の対象となった料金について、一括でのお支払いをお願いします。
- ・一括でのお支払いが困難である場合は、期間1年以内の分割支払いのほか、お客さまの経済状況等に応じた個別の御相談に応じます。
- ・口座振替又はクレジットカード払いのお客さまは、再登録のお手続きが必要になる場合がありますので、御留意ください。

現在口座振替払いのお客さまへ

- ・通常、初回の口座振替日に引き落とされた場合、ご請求の金額から月50円〔税抜〕が割引されますが、猶予対象とした料金については、請求書払いとなるため、この割引が適用されません。
- ・お申し出をいただいた時点で既に口座振替中の料金がある場合は、お止めできない可能性があります。

現在クレジットカード払いのお客さまへ

- ・お申し出をいただいた時点で既にクレジットカード会社が水道局に立替払いを行っている料金については、お止めできません。